



中小企業の災害対策 (IRSME14010)

平成 26 年 9 月 29 日 神村美紗

近年、地震・台風・大雨などの自然災害の頻発によって企業の事業継続が困難になったり、存続自体も危うくなったりするケースが増えている。平成 23 年 3 月の東日本大震災を教訓に、BCP（事業継続計画）の策定が求められているが、平成 25 年度の内閣府「企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」によると BCP を策定している中小企業は 25.3%と大企業の 53.6 %の半分にも満たない。未策定の理由として、「策定する人材が確保できない」が 29.6%と最も多かった。つまり、策定に必要なスキル・ノウハウが不足していると感じているのだ。

■ BCP（事業継続計画）とは

BCP（事業継続計画）とは、災害や事故等が発生し、操業度が一時的に低下した場合でも、その事業所にとって中核となる事業については継続が可能な状況までの低下に抑える（中核事業は継続させる）、また、回復時間をできる限り短縮し、早期に操業スタートさせることにより事業所の損失を最小限に抑え、災害や事故等の発生後でも事業を継続させていくための計画のことである。国や地方公共団体などによるひな形は多数存在するが、中核事業の範囲決定や供給品目情報、ボトルネック資源など項目が多く複雑で、策定したことがない経営者には二の足を踏むような内容である。BCP 策定が難しいと考える中小企業経営者は、まず、第一段階として、災害・事故等へ迅速な対応をするための防災マニュアルを策定することを勧めたい。

■ 企業防災のために

防災マニュアルとは、非常時における社員の行動指針や役割分担を予め決めておくものである。全社員がその内容を十分に理解し、いざという時に役立つものでなければならないため、「運用できる」という観点で策定しておく必要がある。中小企業が安全対策にかけられるコストには限りがあり、コストを無視して防災対策をすることはできない。そのため、優先すべき対策、割愛すべき対策に分けて、最低限必要な対策をきちんと行うことが重要である。防災マニュアル策定の目的は人命の安全確保であり、これがまず何よりも優先されるべきものである。まずは安否確認の方法、および緊急連絡網を整備していただきたい。緊急連絡網には、全従業員の住所、電話番号（携帯電話も含む）を記載しておこう。そして各事業所の責任者は、これを印刷していつでも確認できるよう保管しておかなければならない。もちろん個人情報である

平成 26 年 9 月 29 日

(IRSME14010) 中小企業の災害対策

ため、従業員から作成についての同意を得て、目的外の使用は控えるとともに、取扱いに十分留意する必要がある。

以下に、安否確認および緊急連絡網の整備以外の防災マニュアルに記載すべき項目をあげる。

【防災マニュアルに記載すべき項目】

1. 安全行動原則について

災害発生直後の安全確保のためにとるべき行動原則を、「就業時」、「外出時・出張中・通勤途上」、「自宅」と3つに分けて示す。

2. 災害対策班

災害発生時、早期対応を効率的に推進するため、対策班を決めておく。「各所への連絡班」、「被災点検・消化班」、「避難誘導班」、「応急救護班」、「備蓄資材管理班」など、自社に必要な任務を遂行しやすい班づくりをする。

3. 事前対策について

IT システムのバックアップ対策、防災訓練の実施計画を作成する。

4. 備蓄資材管理について

救急箱や折りたたみ担架などの救護用具、懐中電灯や電池・簡易雨具などの防災活動支援用具、ラジオなどの情報収集用具、非常食や水・寝具などの支援用具の項目に分けて備蓄数の配置場所を策定する。

今後 BCP を策定していくためのステップとして、まずは災害時に最優先される安全確保について防災マニュアルを策定しておくことが災害時の事業継続における大きなキーになると考えられる。また、策定するだけに留まらず、全従業員への周知徹底や訓練の実施など防災マニュアルが運用できる体制を整えておくことが必要である。(了)